

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課 生活衛生課

法令名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	法令の番号	昭和32年法律第164号
許認可等の種類	都道府県生活衛生営業指導センターの手数料徴収の承認	根拠条項	第57条の4第3項
審査基準	徴収する手数料の積算根拠が、次に掲げる事務の経費ごとに区分して明示されており、かつその額が事務量に対して適当であること。		
	<ol style="list-style-type: none"> 1 書類審査 2 実地調査（登録後の実地指導を含む。） 3 審査委員会設置費 4 設置費 5 消耗品費 6 その他の経費 指導研修費、約款PR費、一般管理費等 		
受付機関	生活衛生課	処理機関	生活衛生課
		交付機関	生活衛生課
		標準処理期間	15日
		標準経由期間	一日
		目次NO	